

直轄地すべり防止事業「銅山川地区」技術検討会規約

(名称)

第1条 本検討会は、直轄地すべり防止事業「銅山川地区」技術検討会（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

第2条 本検討会は、直轄地すべり防止事業「銅山川地区」における、効率的かつ効果的な事業の実施に資するため、平成13年度に策定された対策工計画及び調査計画に基づく対策工の実施状況、効果について評価・検証し、今後の事業期間における対策工計画等について検討を行うため、学識経験者等から指導、助言を頂くことを目的として設立する。

(検討会)

第3条 検討会は、別紙に掲げる委員によって構成する。

- 2 委員の任期は、検討会の目的が達成されたときまでとする。
- 3 検討会には座長を置くものとし、座長は委員の互選によって定める。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を統括する。
- 5 検討会は必要に応じて委員の追加等を行うことができる。

(検討会の運営)

第4条 検討会は、座長が必要と認めるとき、これを招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 検討会の公開等の運営方法については、検討会において定める。

(意見聴取等)

第5条 検討会は、必要と認めるとき、関係者から意見聴取等を行う。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、東北森林管理局に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要な事項は、座長が本検討会に諮って定める。

附則 この規約は、平成23年2月17日（第一回検討会開催年月日）から施行する。

検討会の委員

井良沢道也 (岩手大学農学部准教授)

岡本 隆 (森林総合研究所東北支所主任研究員)

◎宮城 豊彦 (東北学院大学教養学部教授)

八木 浩司 (山形大学地域教育文化学部教授) (以上、五十音順)

太田 純功※ (山形県農林水産部森林課長)

佐藤 新 (同上)

加藤 恒雄 (大蔵村地域整備課長)

石田 祐二 (東北森林管理局森林整備部長)

(◎ 座長)

(※ 旧委員 平成23年4月1日人事異動にて交代)

オブザーバー

中村 三郎 (防衛大学校名誉教授 (環境地球科学))

社団法人 日本地すべり学会東北支部

独立行政法人 森林総合研究所